

2023年5月1日

保険薬局
管理薬剤師 様 各位

仙台医療センター
薬剤部長 内藤 義博

「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル」の運用について

平素より、当院の処方せんにおける疑義照会、患者様の服薬情報提供等で大変お世話になっております。さて、処方せんにおいて薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用を推進するうえで非常に重要な業務であり、薬剤師法第24条にもその旨の記載がなされております。検査値の情報提供やカルテの閲覧が一部可能になるなど患者情報が得られやすくなったことで、疑義照会への重要性もますます大きくなっております。一方で、形式的な疑義照会はそれ以上に多く、患者・保険調剤薬局薬剤師・処方医に多大なご負担をおかけしているかと存じます。

当院では、平成22年4月30日付厚生労働省医政局通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の形式的な変更を伴う疑義照会を減らし、患者さまへの薬学的ケアの充実および処方医や保険調剤薬局での負担軽減を図る目的で「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル」の運用を令和5年6月1日より開始いたします。

なお、開始にあたっては趣旨並びに各項目の詳細について、プロトコルをご確認いただき、その上で合意書を交わすことを必須条件とさせていただきます。